【よくある質問】

出入国在留管理庁のホームページの情報をもとに作成

Q 日本の企業で働いていて、今年初めて在留期間更新許可申請をする予定。いつから申請できるか知りたい。

A 在留期間の満了する3カ月前から満了日までの申請が可能です。在留期間内に許可が下りなかった場合は、処分がされる時又は在留期間の満了日から2カ月が経過する日までのいずれか早い時までの特例期間が適用され、引き続き従前の在留資格をもって在留することができます。



なお、特例期間に至った場合は、以下の日常生活上の制限が発生する場合があります。これらの制限を避けるためには、在留期間内（特例期間に至る前）に在留期間更新が許可されることが望ましいので、在留期間の満了日まで待たず、遅くても在留期間の満了日から45日前までの申請に努めましょう。

特例期間中に発生する可能性がある日常生活上の制限

- マイナンバーカードや特定在留カード（マイナンバーカードとしての機能）の有効期限特例延長手続を行わなかった場合は、マイナンバーカードを本人確認書類、電子証明書等として利用できなくなる。
- 金融機関に新しい在留カードの届出を行わなかった場合は、出金・送金等の取引が制限される。

※早めに申請したとしても、申請に必要な書類が揃っていない等の場合を含め、必ずしも在留期間内での処分を受けられるわけではありません。在留期限が近づいたら、あらかじめマイナンバーカードや特定在留カード（マイナンバーカードとしての機能）の有効期限特例延長手続を行いましょう。

参考資料

① 在留期間更新許可申請

在留期間更新許可申請を行う際に必要となる書類等は、在留資格の種類、会社のカテゴリー等によって異なります。詳細については、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html

② よくある質問：マイナンバーカードの有効期限延長等の手続きについて

在留期間更新等で在留カードが新しくなった時、マイナンバーカードの有効期間は自動的に延長されることはありません。必ず手続きをしましょう！

https://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=7530192337662&cate=1